

令和2年度

市民税・都民税申告の手びき

市民税・都民税の申告書はこの手びきを参考に記入のうえ、申告期限までにご提出ください（郵送可）。
※令和元（平成31）年についてのみ西暦2019年と表記しています。

申告しなければならない方

1. 令和2年1月1日現在、小金井市に居住している方（所得の有無を問いません。）

ただし、次の方は除きます。

- 税務署に確定申告をした（する）方
- 給与収入のみの方で、勤務先から小金井市に給与支払報告書が提出されている方（※）
（原則、勤務先に小金井市への給与支払報告書提出義務があります。）
- 公的年金収入のみの方で、年金の給付元から小金井市に公的年金等支払報告書が提出されている方（※）
- 年末調整などで、小金井市に居住している方（世帯主等）の扶養親族として申告されている方
※医療費や社会保険料などの諸控除を受けようとする方は申告してください。

◎2019年中に所得がなかった方も申告してください（非課税証明書、国民健康保険税などの資料として必要です。）

2. 令和2年1月1日現在、小金井市内に居住していない方で、市内に家屋敷又は事務所・事業所を持っている方

（単身赴任等の事情により他自治体や国外に居住する方の家族が小金井市内に居住している場合、均等割（家屋敷）課税の対象となりますのでご申告ください。）

〔ご注意〕 1. 給与及び公的年金所得者で、所得税の確定申告が必要ない場合であっても、給与・公的年金所得以外の所得があった方などは、市民税・都民税の申告が必要となります。
2. 市民税・都民税の申告書を提出した方は、国民健康保険税、事業税の申告書が提出されたものとみなされます。

●申告の内容

市民税・都民税は前年の所得に対して課税されますので、2019年中（1月1日～12月31日）の所得・控除等を記入してください。

●申告に必要なもの

- マイナンバー（個人番号）及びご本人確認ができるもの（次のア、イのいずれか）
ア. マイナンバー（個人番号）カード イ. 通知カードとご本人確認のできるもの（※）
※ご本人確認ができるものは、公的機関の発行した顔写真付きのもの（運転免許証等）であれば1点、顔写真がないもの（健康保険証、介護保険証、年金手帳等）であれば2点必要です。
- 申告書及び印鑑
- 2019年中の所得の証明書
（源泉徴収票・収支明細書・その他帳簿など）
- 社会保険料の支払証明書
- 生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料、地震保険料等の控除証明書
- 医療費控除を受ける方は以下の書類（右記もご確認ください。）
A 医療費控除を受ける方
明細書（※本年度分の申告までは領収書の添付・提示でも可能。）
B セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）を受ける方
ア. 申告者本人が2019年中に健康診査、予防接種、特定健康診査、がん検診、定期健康診断を受けたことを明らかにする書類
イ. 明細書（※本年度分の申告までは領収書の添付・提示でも可能。）
- 障害者控除を受ける方は、身体障害者手帳など
- 配偶者特別控除を受ける方は、配偶者の2019年中の所得を確認できるもの
- 国外に居住する親族を扶養控除の対象とする方は、親族関係書類（次のア、イのいずれか）と送金関係書類（外国送金依頼書の控え等）とその訳文
ア. 戸籍の附票の写し等と外国居住親族の旅券（パスポート）の写し
イ. 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（外国居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるもの）とその訳文
- 勤労学生控除を受ける方は、学生証等

※ 源泉徴収票・証明書等は、市民税・都民税申告書の裏面に貼ってください。

次の方は税務署に確定申告を

所得税を納める必要のある方や、源泉徴収された所得税の還付を受けられる方は、確定申告をしてください。

- 給与所得がある場合
 - 給与の年間収入金額が2,000万円を超える方
 - 給与を1か所から受けていて、各種の所得金額（給与所得・退職所得を除く。）の合計額が20万円を超える方
 - 給与を2か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額（給与所得・退職所得を除く。）との合計額が20万円を超える方
 - 医療費控除などにより所得税の還付を受けようとする方
- 公的年金等に係る確定申告について
公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要はありません。なお、平成27年分から、源泉徴収の対象とならない公的年金等（外国で支払われる年金）については、この制度の対象外となりますので、ご注意ください。
※ この場合であっても、所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することができます。
詳しくは税務署にお問合せください。 武蔵野税務署 ☎0422-53-1311（代表）

▶提出先及びお問合せは 〒184-8504 小金井市役所市民税課市民税係（第二庁舎3階） ☎042-387-9819（直通）

●申告期限は

令和2年3月16日(月)です。

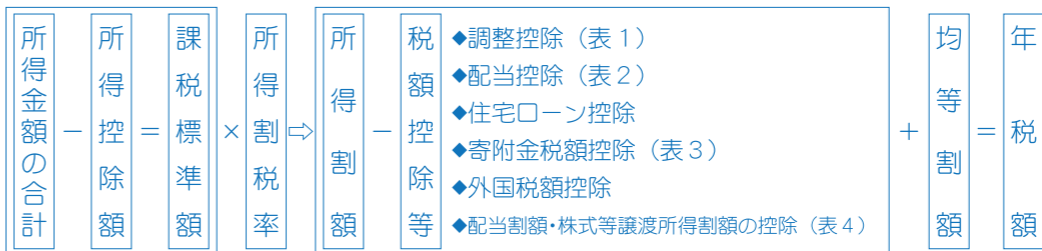
期限近くになりますと窓口が大変混み合いますので、なるべくお早めにご申告ください。

医療費控除について

医療費控除を受ける方は明細書の添付が必要です。領収書の添付・提示が可能となるのは本年度分の申告までとなりますので、ご注意ください。

- 医療費控除
【申告に必要な書類】
明細書の添付
明細書に記載する事項
①診療を受けた方の氏名 ②病院・薬局等の名称
③支払った医療費の額 ④補てん金額
- セルフメディケーション税制について
ア. 申告者本人が健康の保持増進・疾病の予防として一定の取組を行っており、
イ. 自己または自己と生計を一にする親族のために特定一般用医薬品等（＝スイッチOTC医薬品）購入費を支払った場合に選択いただくことができます。
申告にあたっては、上記ア、イを証明する書類を添付又は提示いただく必要があります（左記「6. Bセルフメディケーション税制（医療費控除の特例）を受ける方」のア、イのとおり。）
明細書に記載する事項
特定一般用医薬品（＝スイッチOTC医薬品）の
①購入先の名称 ②医薬品の名称
③購入額 ④補てん金額
※医療費の領収書は、自宅で5年間保存する必要があります。市・税務署から求められた場合、添付・提示しなければなりません。

◎市民税・都民税の計算のしかた



（表1）調整控除

所得税と市民税・都民税の人的控除額の差に基づく負担増を調整するため、個人市民税・都民税の所得割から次の額を減額する。
①個人市民税・都民税の課税所得金額が200万円以下の場合 AとBのいずれか小さい額の5% A 所得税と市民税・都民税の人的控除の差の合計額（以下、人的控除の差） B 個人市民税・都民税の課税所得金額
②個人市民税・都民税の課税所得金額が200万円超の場合 〔人的控除の差の合計額－（個人市民税・都民税の課税所得金額－200万円）〕の5% ただし、この額が2,500円未満の時は2,500円とする。
※ 個人市民税・都民税の課税所得金額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計とする。

◎給与所得金額の求め方

2019年中の給与収入金額の合計額	給与所得金額
650,999円以下	0円
651,000円～1,618,999円	収入金額－650,000円
1,619,000円～1,619,999円	969,000円
1,620,000円～1,621,999円	970,000円
1,622,000円～1,623,999円	972,000円
1,624,000円～1,627,999円	974,000円
※ 1,628,000円～1,799,999円	収入金額×60%
※ 1,800,000円～3,599,999円	収入金額×70%－180,000円
※ 3,600,000円～6,599,999円	収入金額×80%－540,000円
6,600,000円～9,999,999円	収入金額×90%－1,200,000円
10,000,000円以上	収入金額－2,200,000円

※ 1,628,000円～6,599,999円までの収入については、
〔(収入金額÷4,000円)【小数点以下切捨て】×4,000円〕
の端数処理後を収入金額として計算します。

◎公的年金等に係る所得金額の求め方

受給者の年齢	2019年中の公的年金等の収入金額の合計額	公的年金等所得金額
65歳以上の方 （昭和三十年一月一日以前に生れた方）	3,299,999円以下	収入金額－1,200,000円
	3,300,000円～4,099,999円	収入金額×75%－375,000円
	4,100,000円～7,699,999円	収入金額×85%－785,000円
65歳未満の方 （昭和三十年一月一日以後に生れた方）	7,700,000円以上	収入金額×95%－1,555,000円
	1,299,999円以下	収入金額－700,000円
	1,300,000円～4,099,999円	収入金額×75%－375,000円
	4,100,000円～7,699,999円	収入金額×85%－785,000円
	7,700,000円以上	収入金額×95%－1,555,000円

◎非課税基準

A. 均等割と所得割が非課税になる方

- 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- 障害者・未成年者・寡婦又は寡夫で前年の合計所得金額が125万円以下の方
- 前年の合計所得金額が、次の①又は②の方
①本人のみ……35万円以下
②扶養親族がいる場合
… {35万円×（本人＋扶養人数）＋21万円} 以下

B. A以外の方で所得割が非課税になる方

- 前年の総所得金額等の合計が、次の①又は②の方
①本人のみ……35万円以下
②扶養親族がいる場合
… {35万円×（本人＋扶養人数）＋32万円} 以下

- ▼合計所得金額
：市民税・都民税の均等割・所得割の対象となる損益通算後の各種所得金額の合計（純損失・雑損失の繰越控除前の各種所得金額の合計）
- ▼総所得金額等
：合計所得金額から純損失・雑損失の繰越控除を差し引いた後の金額

※地方税法等の改正があった場合、内容が変わることがありますのでご承知おきください。

◎所得割の税率 ◎均等割額

区分	税率	区分	金額
市民税	6%	市民税	3,500円
都民税	4%	都民税	1,500円

（表2）配当控除

課税標準額	市民税	都民税
1,000万円以下	配当所得×1.6%	配当所得×1.2%
1,000万円超の部分	配当所得×0.8%	配当所得×0.6%

（表3）寄附金税額控除

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額（寄附金の合計額が総所得金額等の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額）が2千円を超える場合には、その超える金額の市民税は6%、都民税は4%に相当する金額を控除する。

- 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
- 東京都共同募金会又は日本赤十字社東京都支部に対する寄附金
- 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として東京都又は小金井市の条例で定めるもの
- 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として東京都又は小金井市の条例で定めるもの

ただし、1の寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の市民税は5分の3、都民税は5分の2に相当する金額をさらに加算した金額（所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額）を控除する。

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上195万円以下	84.895%
195万円を超え330万円以下	79.79%
330万円を超え695万円以下	69.58%
695万円を超え900万円以下	66.517%
900万円を超え1,800万円以下	56.307%
1,800万円を超え4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満 （課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合）	90%
0円未満 （課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合）	地方税法に定める割合

（表4）配当割額・株式等譲渡所得割額の控除

	市民税	都民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3/5を控除	2/5を控除

●配当割額・株式等譲渡所得割額
：配当所得・株式等譲渡所得のうち「特定配当所得」・「特定株式等譲渡所得」（上場株式及び特定口座での源泉徴収有りを選択したもの）で前年中に源泉徴収された市民税・都民税額

◎分離課税の税率

	区分	市民税	都民税	
短期譲渡所得	一般	5.4%	3.6%	
	軽課	3%	2%	
長期譲渡所得	一般	3%	2%	
	優良住宅地等	2,000万円以下の部分	2.4%	1.6%
	居住用財産	2,000万円を超える部分	3%	2%
一般株式等の譲渡所得	6,000万円以下の部分	2.4%	1.6%	
	6,000万円を超える部分	3%	2%	
上場株式等の譲渡所得		3%	2%	
上場株式等の配当所得				
先物取引による所得				

